

後期高齢者医療制度（長寿医療制度）の改善を求める意見書

平成18年6月の健康保険法等の一部を改正する法律により、75歳以上の高齢者等を対象とした後期高齢者医療制度が、本年4月1日から導入された。

この制度は、高齢者の医療費を社会全体で支える新たな公的医療保険制度として創設され、都道府県ごとにすべての市町村が加入し設置した広域連合が運営を行っている。

この制度の導入にあたっては、法施行前に既に一定の激変緩和措置が設けられたものの、高齢者に新たな負担が生じていることや、低所得者への配慮が欠けていること、高齢者担当医制度の導入など多くの問題点が指摘されている。

また、制度開始から保険証の未到達や保険料の徴収ミス、更には年金からの保険料天引きをめぐるトラブルが相次ぎ、制度に対する高齢者の怒り、不信感が強まっている。こうした混乱がこれ以上広がれば、制度は信頼を失い、高齢者医療の崩壊につながる恐れもある。国は制度の意義を十分に国民に理解してもらうと同時に、医療に対する不安を払拭するための改善努力を行う必要がある。

よって国におかれては、現行制度の問題点を十分検証し、問題点を明らかにした上で、安心を優先する老人医療を確立するため、保険料軽減の拡充や後期高齢者健康診査制度の充実等を図りながら見直しを行い、すべての高齢者が安心して医療を受けることができる医療制度に改善するため、早急に必要な措置を講じるよう、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年6月26日

岐阜県土岐市議会

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

あて

総務大臣

財務大臣

厚生労働大臣